

令和5年度地域活動きずな研修(概要)

1 研修の目的

- (1) 市職員となった早い段階で、まちづくり協議会の活動内容を知り、協働によるまちづくりの進め方を学ぶ。
- (2) 地域住民と共に活動することにより、地域とのつながりを築く。
- (3) 地域課題の把握や解決策の検討を通して、市民の目線で業務を遂行することを学ぶ。

2 研修参加の心構え

- (1) 若い世代の目線で、よりよい活動としていくための方法を地域の方々と一緒に考え、積極的に意見や提案を行いましょう。
- (2) 積極的に地域の方々とのコミュニケーションを図り、地域とのつながりを築きましょう。

3 対象者

令和元年度採用職員(採用5年目)を中心とした採用5年目～6年目程度の
若手職員 40名(事務員・技術員)

※原則として、全員参加とします(今年度参加できなかった職員は次年度に参加)。

4 実施方法

(1) まちづくり協議会の会議・行事への参加

ア 若手職員は、2人1組となり、ペアごとに1つのまちづくり協議会の活動に参加します。

イ 活動に参加するまちづくり協議会は、1年間固定とします。

ウ 参加する時間、回数及び内容については、次のとおりとします。なお、まちづくり協議会によっては、平日の夜間や土日祝日の開催となります。

	内容	参加回数・時間等
(ア)顔合わせ	各まちづくり協議会において、6月1日以降最初に実施される定例会に市民協働推進課の地域担当職員と一緒に参加し、地域との顔合わせを行います。	1回・2時間～3時間程度

(イ)会議・行事への参加	上記(ア)以外に、右の要件に則って各まちづくり協議会が事前に指定した会議や行事(概ね6月～翌年2月頃に実施されるもの)に参加し、地域活動を経験します。 ※ 定例会に参加する場合は市民協働推進課職員(地域担当職員)と一緒に参加しますが、その他の会議及び行事への参加は、若手職員だけで参加します。 <u>参加する行事は、若手職員2名一緒でも、1人ずつでも構いません。</u>	①1人あたりの年間参加回数は最大4回 ②1人あたりの年間参加時間は最大17時間程度 ※ まちづくり協議会におかれましては、若手職員に、1回あたりの参加時間が6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は1時間の休憩時間を取得させていただけますよう、ご配慮をお願いいたします。
--------------	---	--

(2) 事前研修

5月24日(水)に市民協働推進課から若手職員へ事前研修を実施します。

5 まちづくり協議会の皆様をお願いしたいこと

(1) 地域の皆様との顔合わせのため、各まちづくり協議会において6月1日以降に最初に実施される定例会に、市民協働推進課の地域担当職員と一緒に若手職員が参加させていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、その際、皆様と若手職員のつながりづくりのため、若手職員から皆様への自己紹介や、まちづくり協議会の活動を若手職員にご紹介いただく等のお時間を 10 分程度設けていただけますと幸いです。

(※ 「6 月の定例会は都合が悪い」等ございましたら、随時、地域担当職員までご連絡をお願いします。)

(2) 若手職員がまちづくり協議会のどの会議・行事に参加させていただけるか、別紙「令和 5 年度地域活動きずな研修 若手職員行事参加調整表」をご使用のうえ、令和 5 年 6 月 30 日(金)までに市民協働推進課へご提出いただきますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、令和 4 年度の研修実施後のアンケートにおいて、まち協側・若手職員側ともに「行事当日だけでなく、企画・準備段階から関わってほしい(関わりたい)」といった意見が複

数ありました。皆様におかれましては、ご提案いただく会議・行事について、行事への当日参加と、関連する実行委員会等にも参加させていただく等、企画～実行の各段階における活動を体験させていただけるよう、可能な範囲でご協力いただけますと幸いです。

- (3) 会議や行事の当日に若手職員に役割の説明をしていただきますよう、お手数ですがお願いいたします。当日の役割を説明した資料等があれば、事前に若手職員にお渡しいただけますと幸いです。

なお、若手職員と活動をご一緒していただく地域の皆様に、研修についてご理解いただくため、今年度から、若手職員がまちづくり協議会の会議等に参加させていただく際、その都度、若手職員から一緒に参加する地域の皆様へ「若手職員の所属・氏名、研修の目的、研修参加の心構え」等を記載したペーパーを配布いたします。

